

No1

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	404	247	264	440	263	263	441
	決算額（22年度は見込み）	397	238	235	366	146	1	441
	人件費		1,724	2,562	2,647	3,388	3,258	
	【事務分担量】（％）		20	30	31	40	40	
	合計（ ＋ ）	397	1,962	2,797	3,013	3,534	3,259	441
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	395	237	235	365	146	0	411
その他（特定財源）								
一般財源	2	1,725	2,562	2,648	3,388	3,259	30	
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	開催回数	5回	3回	3回	5回	2回	0回	5回
	委員報酬（単価）	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円	6,900円
	民生委員・児童委員定数（年度末）	196	196	196	198	198	198	200
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	14	14	14	15

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報酬	委員報酬	138	委員報酬	0	委員報酬	414
	食料費	当日賄い	4	当日賄い	0	当日賄い	11
	役務費	郵便料	1	郵便料	1	郵便料	5
	使用料及び賃借料	会場使用料	3	会場使用料	0	会場使用料	11

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標		民生委員推薦会開催数	5	2	0	5	5	19年度、22年度、25年度は一斉改選
		推薦会出席委員数	61 (51)	24 (20)	0	70 (55)	70 (60)	()は報酬支払い対象委員数
		委員実績数（年度末）	189	195	195	200	200	民生・児童委員数
			13	14	14	15	15	主任児童委員数

（問題点・課題）	民生委員・児童委員の推薦要件において、年齢基準が平成22年度より67歳未満に引き上げられたが、就労者の高齢化により留守がちであったり、生活困窮者、高齢者、障害者、子育て世帯など民生委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており業務量が年々増加しつつあり、地区によっては候補者が挙がらず、適任者の確保が困難な状況にある。
他地区の実況	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	民生委員・児童委員の欠員の地区については、町会の協力のもとPTAなど若い世代にも呼びかけ候補者の確保に取り組む。	代行者の負担の軽減
	民生委員・児童委員活動の周知・PR	民生委員・児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、民生委員・児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につながる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	法令に定められた事務事業であり、適切な運用を図る必要がある。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		民生委員活動費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	小林 清美	
				担当者名	鈴木 真美		内線	2614	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			活動費（01-04-01）						
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業		● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 21 年度		根拠法令等	民生委員法 民生委員法施行令第11条			
終期設定			○ 有 ● 無 年度			児童福祉法第16、17条、18条 主任児童委員設置運営要綱			
実施基準			● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			地方自治法第2条第3項別表1第16 民生・児童委員協力員事業実施要			
			分野		生涯健康都市[]				
行政評価事業体系			政策		高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
			施策		福祉の基盤整備[02-11]				
目的		民生委員・児童委員が、民生委員法第14条に規定された職務を遂行するために必要な費用弁償として、活動費を支給する。 第1項 住民の生活状況を必要に応じて適切に把握しておくこと。 援助を必要とする者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他援助を行うこと。 社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。 社会福祉法に定める福祉に関する事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。 第2項 その他必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。							
対象者等		民生委員・児童委員： 定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 平成22年度一斉改選後 定数215名（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 （改選後：南千住東地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 南千住西地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名） 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 / 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 東尾久地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名 / 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 日暮里地区 民生・児童委員42名 主任児童委員3名 定員配置基準： 220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準： 民生委員・児童委員の定数39人以下 2人、民生委員・児童委員の定数40人以上 3人 民生・児童委員協力員定数： 1地区民児協に対し3名まで							
内容		在職月数分の活動費を4ヶ月毎に支給する。支給月：7月、11月、3月 [代表会長：月17,200円 地区会長：月12,000円 一般委員：月11,300円 協力員：月4,300円] [区上乗せ 3,200円 3,000円 2,700円 0円] 民生委員法第26条（都道府県が支弁する費用） 民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会及び民生委員の指導訓練に関する費用は、都道府県がこれを負担する。							
経過		平成6年1月1日 主任児童委員制度新設 活動費の増額：東京都負担金は平成8年度まで毎年代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額していた。 その後、平成11年度は代表総務（現会長）月額500円、その他委員月額300円を増額した。区上乗せ分は一斉改選の翌年度に月額300円増額していたが、平成11年度、14年度、17年度及び20年度は増額していない。 平成16年度の一斉改選に伴い尾久地区・日暮里地区各1名定数増 平成18年10月 特例改定により町屋地区1名定数増 平成19年度の一斉改選に伴い、尾久地区を東尾久地区・西尾久地区に分割（地区増設・主任1名定数増）、日暮里地区1名定数増 平成20年7月1日に都制度の民生委員・児童委員協力員を導入。荒川地区・町屋地区・西尾久地区において各地区3名ずつ委嘱。 （平成20年7月期より活動開始） 平成22年度の一斉改選に伴い、南千住地区を南千住東地区・南千住西地区分割。（地区2名定数増・主任1名定数増）							
必要性		民生委員・児童委員が職務を遂行するために必要な交通費等を支給する必要がある。							
実施方法		（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	28,209	28,445	28,445	28,722	29,789	29,789	29,928
	決算額（22年度は見込み）	27,935	28,366	28,162	28,131	28,869	29,042	29,928
	人件費		4,310	4,270	4,270	4,235	4,072	
	【事務分担量】（％）		50	50	50	50	50	
	合計（＋）	27,935	32,676	32,432	32,401	33,104	33,114	29,928
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	21,265	21,652	21,438	21,414	22,067	21,752	23,001
	その他（特定財源）							
	一般財源	6,670	11,024	10,994	10,987	11,037	11,362	6,927
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	民生委員・児童委員定数（年度末）	196	196	197	198	198	198	200
	主任児童委員定数（年度末）	13	13	13	14	14	14	15
	相談・支援件数（延べ）	4,263	3,969	4,127	3,988	3,545	3,191	
	協力員定数	-	-	-	-	18	18	18

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
予算・決算の内訳	活動費 都基準区上乗せ		活動費 都基準区上乗せ		活動費 都基準区上乗せ	
	会 長 (14,000+3,200)×1人×12月	207	会 長 (14,000+3,200)×1人×12月	207	会 長 (14,000+3,200)×1人×12月	207
	地区会長 (9,000+3,000)×5人×12月	720	地区会長 (9,000+3,000)×5人×12月	720	地区会長 (9,000+3,000)×5人×12月 + (9,000+3,000)×1人×4月	768
	一般委員 (8,600+2,700)× 延べ2,274人	25,696	一般委員 (8,600+2,700)× 延べ2,304人	25,753	一般委員 (8,600+2,700)×192人×12月 + (8,600+2,700)×1人×4月	26,080
	主任児童委員 (8,600+2,700)×延べ168人	1,898	主任児童委員 (8,600+2,700)× 延べ168人	1,898	主任児童委員 (8,600+2,700)×14人×12月 + (8,600+2,700)×1人×4月	1,944
	協力員 4,300×9人×9月	348	協力員 4,300×9人×12月	464	協力員 4,300×18人×12月	929

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移				指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	
	民生委員・児童委員定数		212 (210)	212	212	215 (212)	216 ()内は当該年度改選前等定数
	相談・支援件数		3,988	3,545	3,191	3,200	3,200

（問題点・課題分析）	生活困窮者や高齢者・障害者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており、業務量が年々増加しつつある。また、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な住民を地域で支える仕組みが求められており、地域の中での民生児童委員の役割はますます重要となっている。一方、定年制（再任73歳未満、新任67歳未満、東京都選任要綱）や就労者の高齢化に伴い、地区によっては候補者が上がらず欠員が生じるなど、適任者の確保が難しい状況にある。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 区） ・活動費を上乗せしている区：12区 千代田・中央・港・文京・台東・目黒・太田・中野・北・練馬・足立・葛飾 ・活動費とは別に、補助金という形で上乗せ相当分を支出している区：4区 新宿・品川・杉並・江東

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、地域に密着した活動が期待できるとともに、より円滑に協議会の運営を行うことができる。
	民生児童委員活動の周知・PR	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生児童委員活動は、地域福祉の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	民生委員指導事務費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	鈴木 真美	内線	2614
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）	指導事務費（01-04-02）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 21 年度 根拠 民生委員法 民生委員施行令第11条				
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等 児童福祉法第16、17、18条 主任児童委員設置運営要綱				
実施基準	● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画 地方自治法第2条第3項別表1第16 民生・児童委員協力員事業実施要綱				
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	民生委員・児童委員活動を支援するとともに、民生児童委員協議会に対し補助金を交付することによって、地域福祉の向上を図る。				
対象者等	定数212名（会長1名・地区会長5名・一般委員192名・主任児童委員14名） 平成22年度一斉改選後 定数215名を予定（会長1名・地区会長6名・一般委員193名・主任児童委員15名） 【各地区定数】 南千住地区 民生・児童委員48名 主任児童委員3名 （改選後：南千住東地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 / 南千住西地区 民生・児童委員27名 主任児童委員2名） 荒川地区 民生・児童委員32名 主任児童委員2名 / 町屋地区 民生・児童委員28名 主任児童委員2名 東尾久地区 民生・児童委員25名 主任児童委員2名 / 西尾久地区 民生・児童委員23名 主任児童委員2名 日暮里地区 民生・児童委員41名 主任児童委員3名 定員配置基準：220～440までのいずれかの数の世帯ごとに民生委員・児童委員1人 主任児童委員配置基準：民生委員・児童委員の定数39人以下 2人 / 民生委員・児童委員の定数40人以上 3人 民生・児童委員協力員定数：1地区民児協に対し3名まで				
内容	委員事務費：委員活動に要する事務費用（年間@2,500円） 協議会補助：協議会運営に要する費用（事業補助：1,500,000円＋管外視察研修補助：860,000円） 民生委員・児童委員委嘱、解嘱 一斉改選：3年ごと（現在の任期 平成19年12月1日～平成22年11月30日） 欠員補充：随時（都の締切、年4回） 辞任及び解職：随時 民生委員協議会（6地区）：月1回開催 地区会長協議会：月1回開催 民生委員研修会：年1回開催 3年に1度（一斉改選年）：区民生委員・児童委員大会開催 区民協補助金による事業活動（民生委員法第24条に基づく事業） ・委員研修会 年1回開催 ・部会活動（児童福祉、生活福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、主任児童委員、子育て支援、広報） 各部会とも、全体研修会年1～2回開催。広報部のみ機関紙「みんきょう」発行 年2回 ・管外視察研修 各地区年1回開催				
経過	民生委員協議会に対する管外視察研修補助金については、平成9年度までは1人につき25,000円を社協を経由して交付。10年度から区で直接交付（160人分 400万円）、12年度単価を20,000円に減額、13年度単価15,000円、14年度単価10,000円、15年度から単価5,000円				
必要性	毎月の会議にかかる経費（区からの連絡や依頼事項を行う連絡会、地区民協内の連絡や検討を行う協議会の2部形式で開催）や、日頃の活動に必要な福祉制度に関する知識を習得するための各種研修の参加費用など、支援の必要性は高い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	4,442	3,547	3,546	4,823	3,603	3,592	4,643
	決算額（22年度は見込み）	4,114	3,313	3,327	4,178	3,116	3,286	4,643
	人件費		4,310	4,270	4,270	4,235	4,072	
	【事務分担当】（％）		50	50	50	50	50	
	合計（＋）	4,114	7,623	7,597	8,448	7,351	7,358	4,643
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,627	1,687	1,126	1,639	1,143	1,104	1,746
	その他（特定財源）							
	一般財源	2,487	5,936	6,471	6,809	6,208	6,254	2,897
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	管外研修補助単価	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	民生委員協議会開催日数	39	39	39	41	46	46	48
	民生委員協議会出席委員数(延べ)	2,104	1,983	2,058	2,081	2,084	2,116	
	管外研修参加者数	160	156	165	158	158	166	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	報償費	委員事務費	533	委員事務費	528	委員事務費	595
	職員旅費	管外研修職員随行旅費	2	管外研修職員随行旅費	15	管外研修職員随行旅費	14
	食糧費	民生委員協議会賄い	103	民生委員協議会賄い	101	民生委員協議会賄い	146
	一般需用費	事務用消耗品	29	事務用消耗品	23	事務用消耗品	43
		委嘱・解職用消耗品	42	委嘱・解職用等消耗品	17	委嘱・解職用等消耗品	619
		名簿貼り込みシール印刷	44	名簿貼り込みシール印刷	38	民生委員・児童委員名簿印刷	417
	役務費	民生委員協議会開催通知郵送料	121	民生委員協議会開催通知郵送料等	109	民生委員協議会開催通知郵送料等	155
		協力員ボランティア活動保険料	2	協力員ボランティア活動保険料	3	協力員ボランティア活動保険料	6
	委託料	退任者感謝状筆耕	5	退任者感謝状筆耕	2	退任者感謝状筆耕	16
	使用料及び賃借料	合同民生委員協議会会場使用料・協力員連絡会会場使用料	55	合同民生委員協議会会場使用料	54	合同民生委員協議会・委嘱状伝達式会場使用料	129
	負担金補助及び交付金	民生委員協議会事業補助金	2,159	管外研修職員随行旅費	56	管外研修職員随行旅費	143
		管外研修職員随行旅費	21	民生委員協議会事業補助金	2,340	民生委員協議会事業補助金	2,360

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	研修会参加者数	158	158	166	168	168	22年度は見込み
	民生委員協議会出席率	92.2%	90.6%	91.6%	93.0%	95.0%	出席委員数÷委員現数

（問題点・課題分析）	生活困窮者や高齢者・障害者・子育て世帯など、民生児童委員が関わる事項は多様化かつ複雑化しており、業務量が年々増加しつつある。また、ひとり暮らしの高齢者など、支援が必要な住民を地域で支える仕組みが求められており、地域の中での民生児童委員の役割はますます重要となっている。一方、定年制（再任73歳未満、新任67歳未満、東京都選任要綱）や就労者の高齢化に伴い、地区によっては候補者が上らず欠員が生じるなど、適任者の確保が難しい状況にある。
	（実施 22 区 未実施 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	協議会組織の見直し（細分化）	協議会組織を細分化することで、地域に密着した活動が期待できるとともに、より円滑に協議会の運営を行うことができる。
	民生児童委員活動の周知・PR	民生児童委員活動の意義や内容を積極的にPRすることにより、広く委員活動を知ってもらい、これまで以上に民生児童委員活動がしやすくなる状況をつくるとともに、適任者の確保につなげる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	民生委員・児童委員活動は、地域活動の各分野において重要な役割を果たしており、区が支援する意義は大きい。

議会（要旨）	状況
--------	----

事務事業分析シート(平成22年度)

No1

事務事業名	生業資金貸付事業	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 鈴木 早智子	課長名 内線	小林 清美 2615
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（22年度）		貸付事務費（01-05-01）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	● 昭和 ○ 平成 29 年度		根拠	荒川区生業資金貸付条例、同施行規則、同事務取扱規程、同事業実施要領、荒川区生業資金貸付審査会設置運営要綱	
終期設定	● 有 ○ 無 22 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市〔 〕			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成〔 0 2 〕			
	施策	福祉の基盤整備〔02-11〕			
目的	一般金融機関などから融資を受ける事が困難な区民に対し、区が独立の生計を立てるために必要な生業資金を貸し付け、生活の安定を図る。				
対象者等	個人で営む、規模の小さい事業によって生計を立てている1年以上区内に居住している区民で、一般の金融機関や区の他の貸付等から設備資金を借りる事が困難な所得の低い世帯。ただし、住民税・国民健康保険料を完納していること。				
内容	借入申請を受け付けた後、訪問調査等を行い、生業資金貸付審査会の審査を経て貸付を決定する。その後貸付決定の通知を送付し、指定口座に貸付金額を振り込む。設備費等の領収書を提出してもらい、6ヵ月の据え置き期間経過後に返還開始となる。 〔貸付要件〕 ・区内に引き続き1年以上居住していること ・主として、この借入金による職業によって生計をたてること ・事業計画が具体的で、ただちに事業を開始できること ・住民税及び国民健康保険料を完納していること（ただし、非課税でも可） ・確実な1名の連帯保証人がいること ・区からこの貸付金を借りた方は、その元利金を完済していること 〔限度額〕 200万円 〔利率〕 年 1.00％ 〔返還方法〕 元利均等月賦償還（54回払い）5年以内（据置期間6ヵ月含む） 〔延滞金〕 延滞元金につき10.95％ 〔審査委員メンバー〕 福祉部長・福祉推進課長・保護課長・福祉推進課地域福祉係長・その他部長が指定する者				
経過	限度額の推移 昭和61年度100万円→120万円 平成2年度 120万円→150万円 3年度から200万円 貸付相談回数 平成9年度 126回 12年度 45回 16年度 13回 19年度 5回 20年度 2回 貸付件数 平成9年度 2件 10年度 1件 12・13年度 各1件 その後貸付実績なし 年利率 平成5年度までは 3％だったが、6年度から 1％に規則改定した。 平成8年度まで、同和と一般生業貸付の2本だったが、9年度から一般生業に一本化した。				
必要性	平成14年度以降実績がなく、中小企業融資斡旋制度を利用していると推測される。その理由として、本制度は、貸付対象が設備資金のみで運転資金でないこと、貸付金額が少ないことが考えられる。この制度のスタート時とは社会環境・経済環境も変化しており必要性は低い。				
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 現在は、貸付よりも滞納整理に努めているが、困難な状況である。督促は、原則年1回、現況調査と支払いの意思確認を実施しているが、戻ってきたり連絡のない対象者が多い。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		2,066	1,435	1,436	45	24	24	20
決算額(22年度は見込み)		22	4	9	1	6	5	20
人件費			862	1,708	854	2,541	2,443	
【事務分担量】(%)			10	20	10	30	30	
合計(+)		22	866	1,717	855	2,547	2,448	20
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)		2,066	1,435	202	457	159	257	278
一般財源		-2,044	-569	1,515	398	2,388	2,191	-258
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	貸付件数	0	0	0	0	0	0	0
	相談件数(各年度末現在)	13	7	5	5	2	0	0
	貸付残高件数(各年度末現在)	194	189	189	189	188	188	187
	貸付残高金額(各年度末現在)	82,265	81,935	81,738	81,284	81,128	80,824	80,524

事務事業分析シート(平成22年度)

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	一般需用費	貸付金償還用納付書	0				
	役務費	現況調査票送付用	6	現況調査票送付用	5	現況調査票送付用	10

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	

(問題点・課題分析)	貸付金額 569,853,000円 (21年度貸付金返還金・304,000円 返還者9人)	返還額 489,029,020円 (21年度貸付金返還金・304,000円 返還者9人)	収入率 85.82%	未返済額 80,823,980円	(H22.3月末現在)
	・毎年滞納者への現況調査・督促を実施しているが、14%の貸付金が未返還の状態にある。借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースも多く、返還金の減免措置が妥当であると考えられるが、免除規定等の措置が未整備であった。22年度から、債権処理が実行される見通しである。 ・類似事業として、「中小企業融資」(区内産業の振興を目的に、中小企業に融資を斡旋し、利子及び信用保証料の一部を区が助成)や「社会福祉協議会の生業資金貸付」(東京都社会福祉協議会が実施主体となり、区社協で受付を行っている)があり、貸付金額が多いこと、運転資金も対象となっていることなどからそれらを利用することが多い。				
他区の実況	(実施 5 区 未実施 17 区) 中央、世田谷、杉並、足立、葛飾の5区が実施している。 廃止した区：62年度品川、8年度港、9年度北・江戸川、13年度墨田・新宿・文京、15年度渋谷・台東・板橋、16年度目黒・豊島、17年度千代田・江東・練馬、20年度大田・中野の17区である。				

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	債権管理委員会の発足に伴い、全庁の方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還見込みがないケースの不能欠損処理により、これまで未処理であった債権整理の進捗が図れる。
	社会福祉協議会で実施している生活福祉資金など同様な貸付制度があり、事業の整理を検討する。	滞納整理等の事務に強化できる

事務事業の分類		分類についての説明、意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	新規貸付を停止し、滞納整理に特化する。

議会(要旨)状況	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		応急資金貸付事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
				担当者名	鈴木 真一	内線	2616
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			貸付金(01-06-06)、貸付事務費(01-06-05)				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度			● 昭和 ○ 平成 45 年度		根拠	荒川区応急資金貸付条例、同施行規則	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区応急資金償還免除等処理要綱	
実施基準			○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	応急に必要とする費用の調達が困難な者に対し、資金を貸し付けることにより、その生活の安定と生活意欲の増進を図る。						
対象者等	災害、傷病その他区長が定める理由により応急に資金を必要とし、かつ、資金を他から借り受けることが困難であり、貸付の資格要件に合致する者。						
内容	資格要件 （１）荒川区に引き続き３ヶ月以上居住している方。 （２）世帯の生計中心者である方。 （３）住民税及び国民健康保険料を完納している方。（ただし、非課税でも可） （４）他から資金を借りることが困難な方。 （５）貸付を受けた資金の返済が確実である方。 （６）現にこの資金の貸付を受けていない方。 （７）確実な連帯保証人のある方。（ただし、貸付額が３万円以下で区長が不要と認めたときは省略することができる。）						
	応急に必要となる費用の種類と貸付限度額 ６０万円まで(特認額)償還期間３年４ヶ月（４０ヶ月） （１）災害等により、住宅・家財に被害を受けた為に必要とする費用 （２）傷病の治療に要する費用 （３）就職・修学・出産・冠婚葬祭に要する費用 （４）区内転居のために要する費用 ３０万円まで（一般）償還期限２年６ヶ月（３０ヶ月） （１）生活必需品（食料等）の購入費用 （２）親族の看病、冠婚葬祭等やむを得ない理由による旅行に要する費用 （３）居住家屋の賃貸契約更新のために必要な費用 無利子 違約金 最終償還期限までに貸付金を返還しない時は、償還すべき金額につき年１０．９５％の割合をもって違約金を加算する。						
経過	昭和４５年４月 応急小口資金貸付事業開始 平成 ２年４月 保証人不要の３万円貸し付け実施 平成 ３年４月 応急資金貸付事業に名称変更。医療費、災害等に必要な経費を６０万円に増額 平成 ６年４月 一般貸付の限度額１５万円を３０万円に増額。特認の枠を一律６０万円に変更 返済期間を最大４０ヶ月以内に延長						
必要性	生活の安定と生活意欲の増進を図るため、必要性はあるが、実績が減少している。						
実施方法	（１直営（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 連帯保証人が必要 要件 貸付けの日の一年前から引き続き東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県内の区域内に住所を有すること。 住民税を完納していること。 国民健康保険料を完納していること。（平成１５年度要件に追加） 一定の職業を有し、独立の生計を営み、保証能力が十分と認められること。 この資金の貸付けについて、他に保証をしていないこと。 現にこの貸付けをうけていないこと。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	4,241	2,950	2,457	2,071	2,047	2,047	2,026
	決算額（22年度は見込み）	2,541	1,908	1,296	552	878	1,222	2,026
	人件費		5,171	5,124	5,124	3,388	3,258	
	【事務分担量】（％）		60	60	60	40	40	
	合計（＋）	2,541	7,079	6,420	5,676	4,266	4,480	2,026
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	2,529	1,737	1,522	2,352	1,525	1,020	1,305
	一般財源	12	5,342	4,898	3,324	2,741	202	721
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	貸付件数 一般	11	8	2	2	5	4	7
	貸付件数 特認	2	3	2	1	0	1	3
	貸付残高件数（各年度末現在）	655	651	652	646	639	639	646
	貸付残高金額（各年度末現在）	51,136	52,346	53,351	52,987	53,320	53,069	53,753

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年(決算)		平成21年度(決算)		平成22年度(予算)	
		主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)	主な事項	金額(千円)
	貸付金	一般貸付・特認貸付	870	一般貸付・特認貸付	1,215	一般貸付・特認貸付	2,000
	職員旅費	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	0	実態調査・債権整理	10
	一般需用費						
	役務費	現況調査等郵送料	8	現況調査等郵送料	7	現況調査等郵送料	16

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
	貸付件数	3	5	5	10	5	
	相談件数	211	193	118	160	100	住宅手当・緊急小口資金等他施策
	収入率	66.0	70.6	85.4	90.0	90.0	現年分調定に対する現年度分の収入率(22年3月末現在)

(問題点・課題 指標分析)	返還到来額（減免後） 258,268,100	返還額 204,878,568	収入率（％） 79.32	未返還額 53,389,532	(H 2 2 . 5月末現在)	
	・ 毎年滞納者への現況調査・督促を実施しているが、約 2 割の貸付金が未返還の状態にある。借受人が自己破産、死亡又は生活保護受給者となった場合など、返還の見込みがないケースも多く、返還金の減免措置が妥当であると考えられるが、免除規定等の措置が未整備であった。22年度から債権管理条例が制定され、債権処理について議会承認を得ての債権放棄等の道筋が明らかになり、今年度から、債権処理が実行される見通しである。 ・ 緊急小口貸付金・生活福祉資金等の社会福祉協議会で実施している貸付事業との整理・統合も検討課題とする。					
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区) 実施機関が社会福祉協議会の区は次の7区。 港、新宿、文京、墨田、江東、品川、葛飾					

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	債権管理委員会の発足に伴い、全庁的方針に基づき、滞納整理を強化する。	返還見込みがないケースの不納欠損処理にり、これまで未処理であった債権整理の進捗が図れる。
	税・保険料の滞納者から相談が多く、貸付可能な相談が減少している。なお、社会福祉協議会で実施している緊急小口資金や生活福祉資金などの同様な貸付制度があり、事業の統合・整理を検討する。	貸付事務事業の減により、債権整理に人員を振り分ける。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	統合・整理等の対応策を実施するまでは、現状の規模で継続する。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		行旅死亡人等取扱費		部課名	福祉部福祉推進課		課長名	小林清美	
				担当者名	藤城由紀恵		内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）			行旅死亡人等取扱費（01-09-01）						
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度）			○ 建設事業		● それ以外の継続事業	
開始年度		● 昭和 ○ 平成 22 年度			根拠法令等	行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条 墓地、埋葬等に関する法律第9条 荒川区行旅病人等の救護及行旅死亡人の取扱に関する規則等			
終期設定		○ 有 ● 無 年度							
実施基準		● 法令基準内 ● 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価事業体系		分野	生涯健康都市[]						
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
		施策	福祉の基盤整備[02-11]						
目的		<行旅病人> 滞在の外国人が緊急入院により医療費等の支払いに困窮するときは、人道上、国際道義上の観点から、医療給付等による救護を行う。 <行旅死亡人> 行旅死亡人及び身元引受人のいない遺体を引き取り、埋火葬及び遺骨遺留金品の保管等を行い、公衆衛生社会秩序を保持する。							
対象者等		行旅病人及び行旅死亡人 1．行旅病人 旅行中に病気などで歩行困難となり、入院治療を要する状態に陥りながら、療養の途を有せず、かつ救護者がいない者。（外国人のみ） 2．行旅死亡人 葬祭を執行する者がいない又は判明しない死亡人							
内容		1．行旅病人の取扱い 行旅病人の認定は、区の実態調査に基づき東京都が判断する。救護は行旅病人を医療機関に入院させて行い、救護に要した費用は被救護者・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。行旅法第2条（市町村長の救護義務）行旅病人はその所在地市町村長これを救護すべし 2．行旅死亡人の取扱い 身元不明の死亡人、身元判明者で引取人のいない死亡人の埋火葬を行い、相続人・扶養義務者を調査し、関係者に通知する。死亡人の取扱いに要した費用は遺留金を充当し、不足分は相続人・扶養義務者の負担とする。費用の弁償が得られないときは、東京都へ請求する。							
経過		行旅病人の取扱いについて 平成2年度まで、緊急の場合に限って外国人の行旅病人に生活保護法を準用してきたが、その後、厚生省から生活保護法の準用を禁じる指示が出される。 平成4年6月15日付、4福保第335号により東京都から「行旅病人の救護の再開について」通知を受理する。その骨子は、近年、生活保護の対象とならない行旅病人（短期滞在の外国人）が生じるようになったので、これらの者について行旅法による救護を再開し、都は、法第5条に規定する費用の弁償に応じることを決めたものである。							
必要性		法令等に基づき実施する事務事業である。							
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) <行旅病人> 行旅病人の発生通報 → 救護の要否 → 都に事前協議の → 救護 → 費用は扶養 → 費用の弁償が得られない ・救急隊 ・警察 等調査 上救護を決定 義務者の負担 時は都へ請求 (病院) ・区 する <行旅死亡人> 行旅死亡人の発生通報 → 警察の身元 → 遺体引取 → 埋火葬 → 遺骨等 → 費用は相続人・扶養 → 費用の弁償が得られない ・救急隊 ・警察 等調査 保管 義務者の負担 時は都へ請求 (病院) ・源寿院 (補助金状況等) 都の負担金 ・1年 ・生活保護法の葬祭扶助適用範囲内（広告料は除く。遺留金があった場合や、相続人等からの弁償金を得られた場合は、充当後に不足する分を請求する）							

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	2,171	2,171	2,171	2,171	1,992	2,090	2,102
	決算額（22年度は見込み）	877	1,738	489	886	581	1,450	2,102
	人件費		862	1,708	1,708	847	814	
	【事務分担量】（％）		10	20	20	10	10	
	合計（＋）	877	2,600	2,197	2,594	1,428	2,264	2,102
	国（特定財源）							
	都（特定財源）	1,042	1,213	743	741	710	881	2,056
	その他（特定財源）							
	一般財源	-165	1,387	1,454	1,853	718	1,383	46
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	取扱件数							
	官報掲載	1	3	2	0	4	0	0
	行旅死亡人	4	12	8	14	5	15	9
	行旅病人	1	1	0	0	0	0	1

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	役務費	官報掲載料	47	官報掲載料	0	官報掲載料	72
	委託料	埋火葬委託料	534	埋火葬委託料	1,450	埋火葬委託料	1,234
		清掃委託	0	清掃委託	0	清掃委託	45
	扶助費	行旅病人取扱費		行旅病人取扱費		行旅病人取扱費	
		医療費	0	医療費	0	医療費	700
		日用品費	0	日用品費	0	日用品費	47
		被服費	0	被服費	0	被服費	4

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	行旅病人	0	0	0	1		
	行旅死亡人	14	5	15	5		

（問題点・課題）	- 一人暮らしの高齢者が自宅で死亡し、区で葬祭を行うケースが発生している。 - 相続人等を確認するための戸籍調査に時間がかかる。 - 死亡人の家族関係については個々様々であり、相続人等が判明し連絡をとった場合でも、ずっと音信不通であるなど死亡人とのそれまでの関係から費用弁償を得られないことが多い。 - 区外の老人ホームなどで死亡し、行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を行わざるを得ないケースが発生している。
他区の実施状況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	警察での身元照会の徹底を依頼する。戸籍調査の結果、親族が判明した際には、遺体を区へ引き渡すまでの調査内容等の提供や協力を警察へ求める。	行旅死亡人となるケースの減少。
	行旅法等が適用されない場合でも、区で葬祭を執行するケースが今後も発生する可能性があるため、内規を定める等対応を検討する。	緊急かつ例外的に発生したケースについて対処できるようにする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	行旅病人及び死亡人取扱法に基づく執行経費で、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	社会福祉協議会補助 (事務局運営分)		部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 金子 弘之	課長名 内線	小林 清美 2612		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)	社会福祉協議会補助(01-11-01)							
事務事業の種類	○ 新規事業 (○ 22年度 ○ 21年度) ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業							
開始年度	● 昭和 ○ 平成 39 年度		根拠	・ 地方自治法第232条2(寄附又は補助) ・ 社会福祉法第58条(助成及び監督) ・ 社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱				
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画			
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]						
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]						
	施策	福祉の基盤整備[02-11]						
目的	民間による地域福祉の推進を強化充実するため、荒川区社会福祉協議会に対し補助金を交付し、もって地域住民の自立と連帯意識に基づく地域福祉の振興及び組織化を図る。							
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会 設置根拠： 社会福祉法第109条(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)							
内容	下記の8事業を補助対象とし、4半期毎に補助金を交付している。 1 社会福祉協議会職員人件費(常勤8名分) 2 ボランティア活動推進事業費 ... 機関誌「あらんてあ」発行経費、電話相談・友愛訪問、福祉まつり等の事業実施経費の一部を補助している 3 ボランティア活動推進人件費(常勤1名・非常勤1名分) 4 ふれあい粋・活サロン人件費(非常勤1名分) 5 重度心身障害者(児)レクリエーション事業 ... バスハイクや観劇等を年2～3回実施し、その経費を一部補助している。 6 長寿慶祝の会事業 < 別途事務事業分析シート 長寿慶祝の会事業参照 > 7 福祉サービスあんしんサポート事業 < 別途事務事業分析シート 福祉サービスあんしんサポート事業参照 > 8 在宅福祉サービス事業 < 別途事務事業分析シート 在宅福祉サービス事業参照 >							
経過	11年度 事務局及びボランティアセンターを福祉部分室へ移転し、管理費補助廃止(12年2月) 12年度 福祉公社解散に伴い、事業を社協へ移管(在宅福祉サービス事業として継続) 13年度 区派遣職員2名、社協職員5名の体制を、区職員1名、社協職員7名の体制に見直し 15年度 区派遣職員1名、社協職員7名の体制を、社協職員8名のみの体制に見直し 17年度 高齢者マッサージ事業の見直し 21年度 非常勤職員の報酬月額の見直し 22年度 地域福祉コーディネーターの人件費の増設 あんしん生活創造事業開始に伴い「総合支援事業」から「あんしんサポート事業」に変更							
必要性	荒川区における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉の推進に不可欠であり、必要性は高い。							
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員)							

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	69,964	66,776	71,482	68,082	72,319	72,323	73,235
	決算額(22年度以降は見込み)	67,954	66,124	69,732	67,739	68,448	67,330	73,235
	人件費		1,724	1,708	1,708	1,694	1,629	
	【事務分担量】(%)		20	20	20	20	20	
	合計(+)	67,954	67,848	71,440	69,447	70,142	68,959	73,235
	国(特定財源)							
	都(特定財源)		714	725	720	735	745	745
	その他(特定財源)							
	一般財源	67,954	67,134	70,715	68,727	69,407	68,214	72,490
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	個人会員数	4,781	4,699	4,456	4,356	4,135	4,052	4,000
	団体会員数	148	147	147	147	143	156	170
	ボランティア登録者数	1,124	1,076	1,262	1,274	1,574	1,992	2,100
	16年度から21年度までの各会員数は各年度末時点、22年度は見込み							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	社協職員人件費 常勤8名	60,359	社協職員人件費 常勤8名	59,650	社協職員人件費 常勤8名	62,376
		ボランティア活動推進事業費 常勤0.5名、非常勤0.5名	7,037	ボランティア活動推進事業費 常勤0.5名、非常勤0.5名	6,561	ボランティア活動推進事業費 常勤0.5名、非常勤0.5名	6,872
		心身障害者福祉事業	1,052	心身障害者福祉事業	1,119	ふれあい絆・活かし人件費 心身障害者福祉事業	2,697 1,290

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
標	社会福祉協議会個人会員数 (正会員および特別会員)	4,356	4,135	4,052	4,000		会費が年額1,000円の正会員および2,000円以上の特別会員数の合計
	社会福祉協議会団体会員数	147	143	156	170		会費が年額10,000円の団体会員数
	ボランティア登録者数	1,274	1,574	1,992	2,100		社協にボランティア登録をしている人数

(問題点・課題分析)	社会福祉協議会の財政基盤及び運営基盤の安定化のために、新たな会員獲得に向けた取り組みの改善が必要である。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 区)

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	社会福祉協議会の会員増加に向けた取り組み	社会福祉協議会の財政基盤・運営基盤の安定化を図る。
	ボランティア登録・保険加入者数増加に向けた取り組み	地域福祉の向上をより一層推進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	補助のあり方を随時、検討する必要がある。

議会議決 (要旨)	
--------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		社会福祉協議会補助 (在宅福祉サービス事業)		部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 金子 弘之	課長名 内線	小林 清美 2612
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)			社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類			○ 新規事業 (○ 22年度 ○ 21年度)		○ 建設事業 ● それ以外の継続事業		
開始年度		○ 昭和 ● 平成 12 年度		根拠	・ 地方自治法第232条2 (寄附又は補助)		
終期設定		○ 有 ● 無 年度		法令等	・ 社会福祉法第58条 (助成及び監督)		
実施基準		○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価 事業体系		分野	生涯健康都市[Ⅰ]				
		政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
		施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的		日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の人を支援するため、区民の参加と協力を得て低額な料金で在宅福祉サービスを行い、地域における福祉意識の増進に努め、地域福祉の向上に寄与することを目的としている。なお、有償在宅福祉サービス事業は、旧福祉公社で実施してきた事業であるが、区民にわかりやすい組織として整備するとともに、効率的運営を図ることを目的として、社会福祉協議会が継承した。(ファミリーサポート事業は子育て支援部が社会福祉協議会に委託し実施している。)					
対象者等		在宅福祉サービス利用会員および協力会員 ・ 利用会員 …区内在住の高齢者・障がい者等で日常生活を送る上で援助・介護が必要な人 ・ 協力会員 …区内在住または在勤で、概ね18歳以上の人					
内容		1 在宅福祉サービス事業 …①家事援助サービス(750～850円)、②介護サービス(850～950円)、③食事サービス(650円) ※ ()内は1時間または1食あたりの料金 ④会員向け情報誌「にこにこ」の発行(年4回) 2 研修及び人材育成事業 …①協力会員研修会、講習会の実施、②利用、協力会員の懇談会の開催 ②利用会員、協力会員の懇談会の開催による意見交換 3 普及啓発事業 …事業に対する理解・協力を得るため、説明会などで説明を行う 4 相談及び情報提供事業 …①相談窓口の設置、②情報提供コーナーの設置、③介護用品の紹介など 5 調査研究事業 …会員や区民のニーズを把握・研究し、事業の充実を図る					
		平成 5 年 4 月	在宅福祉サービス事業開始				
		平成 6 年 2 月	食事サービス開始				
		平成 10 年 9 月	子育てサポート事業開始(平成11年4月よりファミリーサポート事業に変更)				
		平成 12 年 3 月	福祉公社の解散に伴い、本事業を社会福祉協議会が継承した。				
		平成 13 年 4 月	常勤3名・非常勤8名の体制を、常勤3名・非常勤5名に見直した。				
		平成 14 年 4 月	常勤3名・非常勤5名の体制を、常勤2名・非常勤7名に見直した。				
		平成 20 年 4 月	利用料金の改定(¥600を¥750、¥720を¥850、¥840を¥950)及び協力会員の会費(月100円)徴収の廃止				
必要性		日常生活に支障のある高齢者や障がい者または子育て中の者を支援するため、必要性がある。					
実施方法		(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 …給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 管理運営費 …消耗品費、機械保守・清掃委託料、パソコン等リース料、銀行・郵便局振替手数料等 3 在宅福祉サービス事業運営費 …上記の内容欄に記載した事業を実施するための経費					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	39,408	36,636	37,693	37,324	38,511	40,038	39,345
	①決算額(22年度以降は見込み)	35,513	35,715	34,630	35,723	35,951	38,375	39,345
	②人件費		1,724	1,708	1,281	1,694	1,629	
	【事務分担量】(%)		20	20	15	20	20	
	合計(①+②)	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,004	39,345
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	35,513	37,439	36,338	37,004	37,645	40,004	39,345
実績の推移	(単位：千円)							
	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	利用会員数	186	160	190	192	207	175	180
	協力会員数	335	204	168	162	144	155	160
	家事援助サービス利用件数	1,808	2,174	2,614	2,928	3,269	3,050	3,300
	介護サービス利用件数	1,674	1,678	1,758	1,804	1,764	1,548	1,800
	食事サービス利用件数	13,409	11,623	13,496	15,733	12,289	8,303	10,000
※16年度から21年度までの各会員数は各年度末時点、22年度は見込み								

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	常勤職員人件費	14,535	常勤職員人件費	15,542	常勤職員人件費	16,263
		非常勤職員人件費	16,384	非常勤職員人件費	16,988	非常勤職員人件費	17,549
		管理運営費	4,612	管理運営費	4,992	管理運営費	5,034
		事業費	420	事業費	853	事業費	500
		※常勤2名、非常勤7名		※常勤2名、非常勤7名		※常勤2名、非常勤7名	

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
①	在宅サービス提供数合計 (単位：件)		20,465	17,322	12,901	15,000		家事・介護・食事サービス数の合計 (21年度は見込み)
	①の1件あたり単価 (単位：円)		1,745	2,075	2,974	2,623		補助金額／件数
	③							

（問題点・課題）	利用会員数に比べて協力会員数の割合が少ないため、利用会員のコーディネートが出来にくくなっている。 また、年々サービス利用件数が減少しており、他課で行っている同様事業なども踏まえ、本事業の内容を検討していく必要がある。
	他区の実施状況 (実施 22 区 未実施 区) 平成16年度より実施区は全て社協委託または補助による実施形式となり、公社形式は無くなった。

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
①	平成20年に利用料金の改定及び協力会員の会費徴収の廃止をしたのでそれを広く周知し、会員数の増加をはかる。	在宅福祉サービスを必要としているすべての方がサービスを受けられるようになる。
②		
③		

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	改善・見直し	他課で行っている同様事業なども踏まえ、本事業の内容を検討していく必要がある。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		社会福祉協議会補助 (福祉サービスあんしんサポート事業)	部課名 担当者名	福祉部福祉推進課 金子 弘之	課長名 内線	小林 清美 2612
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード(21年度)		社会福祉協議会補助(01-11-01)				
事務事業の種類		○新規事業(○22年度○21年度)		○建設事業	●それ以外の継続事業	
開始年度	○昭和●平成15年度		根拠	福祉サービス利用者支援センター設置管理運営要綱		
終期設定	○有●無年度		法令等	社会福祉法人荒川区社会福祉協議会補助金交付要綱		
実施基準	○法令基準内○都基準内●区独自基準			計画区分	○計画●非計画	
行政評価 事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	成年後見制度の利用を促進するための体制整備をするため成年後見推進機関を設置し、高齢者や障がい者等が自らの財産管理や地域で安心して生活できるように成年後見制度の積極的な活用を図る。福祉サービスの利用援助や利用に際する苦情対応を行い、福祉サービスの利用者等に対する支援を総合的・一体的に実施することにより、福祉サービスを安心して選択し、利用できるようにすることを目的とする。					
対象者等	1 福祉サービス利用者支援事業 福祉サービスを利用している人または必要としている人 地域福祉権利擁護事業の対象外となっている、支援が必要な高齢者や身体障がい者 福祉サービスや権利擁護に関する専門的な相談を必要としている人 2 成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見人、補佐人、補助人及び任意後見人					
内容	1 福祉サービス利用者支援事業 福祉サービスの利用に際しての苦情対応、判断能力の不十分な人々の権利擁護相談、成年後見制度の利用相談、その他の福祉サービス利用に関する専門的な相談を実施 地域福祉権利擁護事業もしくは福祉サービス利用援助により、福祉サービス利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスを提供する 福祉サービスの利用に際しての苦情並びに権利擁護について、弁護士による専門相談を実施 2 成年後見活用あんしん生活創造事業 成年後見人等による後見事務を支援するため、実務研修、成年後見人連絡会等を開催する 成年後見に関するニーズの把握をするため、地域の居宅介護支援専門員、ホームヘルパー、かかりつけ医等との連絡会等を開催する 第三者の立場から運営方針等について指導・助言を行なうための運営委員会を設置 法人後見の実施					
経過	平成11年10月1日 荒川区社会福祉協議会において東京都社会福祉協議会からの委託により、地域福祉権利擁護事業を実施。 平成15年6月2日 あんしんサポートあらかわの開設。利用者支援について、補助金を交付して実施。 平成18年4月 非常勤2名の体制を3名に見直した。 平成22年4月 成年後見活用あんしん生活創造事業の開始に伴い、事務事業名を「福祉サービス利用者支援事業」から「福祉サービスあんしんサポート事業」へ変更					
必要性	介護保険制度の導入により福祉制度全体が「措置」から「契約」に移行し、福祉サービスの利用者を保護・支援する制度が必要となった。成年後見制度も含めて金銭管理が必要となる高齢者・障がい者も増加すると考えられる。また、成年後見制度の利用を促進するために成年後見人等を支援する事は重要と考えるため、必要性は高い。					
実施方法	(1直営) (直営の場合 ●常勤 ○非常勤 ○臨時職員) 【補助対象経費】 1 常勤・非常勤職員人件費 …補助要綱に定める給与、諸手当、社会保険等事業主負担金 2 事務費 …会議費、通信運搬費、消耗品費、損害保険料、貸金庫使用料、弁護士報酬費等					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		6,331	5,963	8,646	8,646	8,783	8,876	15,294
決算額(22年度以降は見込み)		5,912	5,963	8,375	8,073	8,403	8,738	15,294
人件費			2,586	1,708	1,281	1,694	1,629	
【事務分担量】(%)			30	20	15	20	20	
合計(+)		5,912	8,549	10,083	9,354	10,097	10,367	15,294
国(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
都(特定財源)		1,610	1,610	1,611	1,612	1,614	1,617	4,826
その他(特定財源)		0	0	0	0	0	0	
一般財源		4,302	6,939	8,472	7,742	8,483	8,750	10,468
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	問い合わせ・相談件数	1,368	1,395	1,201	941	1,091	1,561	2,000
	福祉サービス利用援助契約数	23	20	36	19	18	17	20
	弁護士相談件数	24	27	29	29	31	30	30
	16年度から21年度までの各件数は各年度末時点、22年度は見込み							

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	非常勤職員人件費	7,474	非常勤職員人件費	7,607	常勤職員人件費	5,927
		事務費	929	事務費	1,131	非常勤職員人件費	7,743
						事務費	1,625
		非常勤3名		非常勤3名			
						常勤1名・非常勤3名	

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
標	権利擁護・成年後見相談件数（軽度、対応時間30分）	85	113	158	180		初回のみで完結した相談件数
	権利擁護・成年後見相談件数（中重度、対応時間60分）	683	754	1,063	1,500		本人宅を訪問または複数回にまたがり対応した相談件数
	職員（非常勤）1名が1ヶ月に相談に応じる時間数	20.2時間	22.5時間	31.7時間	44.2時間		{(× 30) + (× 60)} ÷ 60 ÷ 職員数 ÷ 月数(12ヶ月)

（問題点・課題）	身体的侵害、経済的侵害、ネグレクト等、権利侵害の内容も多様化しており、地域包括支援センターとのより一層の連携や、医師等の専門家との連携についても検討する必要がある。 地域貢献型成年後見人の育成については、荒川区でも必要性は感じているが、なってくれる候補者を見つけるのが困難である。	
他区の実況	（実施区 未実施区） 1 福祉サービス利用者支援事業 22区 2 成年後見活用あんしん生活創造事業 22区	

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	成年後見活用あんしん生活創造事業を新規に開始し、成年後見推進機関として活動するため、成年後見人などの活動を積極的に支援する。	成年後見人等が抱えていた悩みや問題点などを相談してもらう事により、解決に導くことが出来る。
	成年後見制度についてもっと広く区民向けに告知をする。	成年後見制度を必要としている被後見人はたくさんいると想定されるが、成年後見制度を知らないという理由から受けていないことも考えられる。広く告知をする事により必要としている区民に利用してもらえる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	認知症高齢者等の権利擁護や法人後見などに積極的に取り組む必要がある。

況議 （要 会 質 問 状	
------------------------------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	遺族会補助		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美	
			担当者名	鈴木 早智子	内線	2615	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（22年度）	遺族会補助(01-11-02)						
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 44 年度		根拠法令等	荒川区補助金等交付規則			
終期設定	○ 有 ● 無 年度						
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]					
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]					
	施策	福祉の基盤整備[02-11]					
目的	荒川区遺族会が行う事業に対して補助金を交付するとともに、その活動を支援することによって、戦没者の遺族の福祉増進に努める。						
対象者等	荒川区遺族会会員231名（H22.4.1現在） [会員資格]荒川区に居住する戦没者及びこれに準ずるものの遺族が原則ではあるが、会員が転出した場合や会員の親族などの入会は認めている。						
内容	【補助対象事業】 （１）戦没者遺族間の交流及び情報交換に関すること。 （２）戦没者遺族への援護情報等の周知に関すること。 （３）全国戦没者追悼式等の参列者募集活動に関すること。 （４）戦没者遺族団体との連絡調整に関すること。 （５）遺族会の運営に必要な事務に関すること。 【平成21年度事業】 （１）戦没者追悼式 平成21年10月22日 サンパール小ホール 参加者 74人 （２）都内巡拝 平成21年11月27日 靖国神社等 参加者 10人						
経過	平成7年度まで午前は仏教会主催で午後から区主催の慰安激励大会（映画上映）として実施 戦後50周年を機に平成8年度から追悼式を遺族会が実施することとし、平成8、9年度と補助金額を300,000円に増額 平成10年度より、補助金額270,000円に減額 平成12年度より、補助金額256,500円に減額 平成15年度より、補助金額247,000円に減額 平成16年度以降、補助金額247,000円						
必要性	戦没者遺族の救護及び精神的慰謝を図るため必要						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 荒川区遺族会から補助金交付申請書の提出を受け、事業計画書、予算書を審査し、補助金を交付する。						

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	247	247	247	247	247	247	247
	決算額（22年度は見込み）	247	247	247	247	247	247	247
	人件費		1,724	1,708	854	0	2,443	
	【事務分担当量】（％）		20	20	10	0	30	
	合計（＋）	247	1,971	1,955	1,101	247	2,690	247
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）							
	一般財源	247	1,971	1,955	1,101	247	2,690	247
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	会員数(1月1日現在)	286人	281人	272人	259人	248人	237人	235人
	追悼式参加者数	141人	137人	103人	89人	101人	74人	80人

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247	荒川区遺族会に対する補助	247

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	会員数 (各年1月1日現在)		259	248	237	231	230	会員の高齢化により減少

（問題点・課題）	高齢化に伴い会員数が減少し、事業の参加人数も年々減少傾向にある。
他区の実況	（実施 12 区 未実施 10 区） 千代田区、中央、新宿、台東、江東、品川、目黒、世田谷、渋谷、豊島、北、板橋

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	弔慰金等の申請者に対し入会のお知らせを配布する	会員数及び事業の参加人数の確保

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	遺族会の会員数及び追悼式の参加者数が減少してきているため、現状の規模で実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
			担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）		首都大学東京健康福祉学部地域貢献型研究事業費（01-11-03）				
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 20 年度		根拠法令等	荒川区地域貢献型研究事業支援補助金交付要綱		
終期設定	● 有 ○ 無 21 年度					
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	首都大学東京健康福祉学部が行う、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資する地域貢献型研究事業に対して、区が支援することにより、区民の福祉の向上に資するものとする。					
対象者等	首都大学東京健康福祉学部					
内容	1 研究の推薦 首都大学東京健康福祉学部長は、荒川区民の健康の増進や福祉の向上に資するものとして認定した研究事業を区長に推薦する。 2 決定 推薦された研究について、区長がその内容を審査のうえ、補助対象事業として決定する。					
経過	20年度研究内容（100万円×2事業、50万円×2事業） 1 地域支援事業で実施されている転倒予防教室でのリスク管理の検討 2 頭痛・肩こり改善を目的とした頸部深部筋トレーニング装置開発 3 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」の効果研究 4 育児中の母子に対する防災意識の向上と防災体制の整備に関する研究 21年度研究内容（75万円×4事業） 1 頸部深部筋トレーニング装置の商品化モデル開発 2 荒川区介護予防事業「おげんきランチ・荒川ころばん体操」の研究 3 O脚・X脚矯正のための健康器具開発 4 地域在住高齢者向け予防的健康増進プログラム「荒川区65歳大学」と「只見町65歳大学」の比較検討					
必要性	従前より、区と首都大学東京健康福祉学部が共同して様々な調査・研究を実施し、その成果を区民福祉の向上のために活用してきた。今後も、共同して様々な調査・研究を行うことは、区民福祉の向上に資するものである。					
実施方法	（1直営）（直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） 首都大学東京健康福祉学部長が推薦した研究を、区長が審査し、補助対象事業として決定する。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
予算額		-	-	-	-	3,000	3,000	0
決算額(21,22年度は見込み)						3,000	3,000	
人件費						847	814	
【事務分担量】(%)						10	10	
合計(+)		0	0	0	0	3,847	3,814	0
国(特定財源)								
都(特定財源)								
その他(特定財源)								
一般財源		0	0	0	0	3,847	3,814	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	件数					4件	4件	

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	負担金補助及び交付金	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000	荒川区地域貢献型研究事業費補助	3,000		0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(25年度)	
		補助対象事業件数		4件	4件			補助対象事業の件数

（問題点・課題）	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止とする。
他区の実況	（実施区 未実施区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	休止・完了	他の大学への補助金との調整もあり、産業経済部で所管する「地域課題解決型研究助成」と整理のうえ、22年度で廃止とする。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	福祉部分室管理費	部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
		担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）		福祉部分室管理費（01-12-01） 福祉部分室営繕費（01-12-02）			
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度	○ 昭和 ● 平成 11 年度		根拠		
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等		
実施基準	○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]			
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
	施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的	福祉部分室の使用にかかる管理費を支弁する。				
対象者等	社会福祉法人 荒川区社会福祉協議会				
内容	管理費 1 光熱水費 : 電気、ガス、水道 2 委託料（保守委託）: エレベーター保守点検、空調設備保守、消防・消火用設備保守点検 自家用電気工作物保守業務、ホース耐圧試験業務、樹木剪定 建築物等定期点検、建築設備の法定点検、受配電清掃 営繕費 3 工事請負費 : 受水槽・高架水槽改修工事（22年度）				
経過	1 平成10年5月 旧南千住図書館の施設利用について調整 ・ 2階は、社会福祉協議会及び南千住第三幼稚園が利用する。ただし、南千住第三幼稚園が利用するスペースは、今後、三河島周辺の再開発が本格化し、旧真土小内の福祉作業所の移転が必要となった場合の受け皿スペースとすることを条件とする。 ・ 1階の一部・3階は、社会福祉協議会が利用する。 2 平成11年12月 幼稚園使用予定の2階遊戯室部分を福祉公社の事業を実施する事務所に変更 3 平成12年2月14日 社会福祉協議会事務局移転 4 平成12年3月25日 福祉公社移転 5 平成12年4月 社会福祉協議会が福祉公社事業を継承				
必要性	社会福祉協議会が旧福祉公社の事業を継承した経緯を踏まえ、区が施設の管理運営を行っている。				
実施方法	（ ） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） [● 分室管理費のみ直営] 福祉部分室の運営にあたり、発生する分室管理費（光熱水費、役務費、委託料等）について、福祉公社事業を継承した面積部分の経費負担を行い、社会福祉協議会負担分については面積按分により経費負担を得る。 建物の修繕等工事費については、全額福祉部の負担とする。				

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	4,525	4,343	4,881	4,596	4,455	15,113	10,545
	決算額（22年度以降は見込み）	4,168	4,043	4,167	3,749	3,790	12,894	10,545
	人件費		1,724	2,388	2,194	847	814	
	【事務分担当】（%）		20	100	90	10	10	
	合計（+）	4,168	5,767	6,555	5,943	4,637	13,708	10,545
	国（特定財源）							
	都（特定財源）							
	その他（特定財源）	1,705	1,703	1,665	1,749	1,757	1,598	1,872
	一般財源	2,463	4,064	4,890	4,194	2,880	12,110	8,673
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	工事請負費（単位：千円）						9,590	5,904

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予 算 ・ 決 算 の 内 訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	光熱水費	電気	2,314	電気	1,901	電気	2,422
		ガス	17	ガス	17	ガス	19
		水道	230	水道	241	水道	236
	一般需用費	家屋等修繕費	159	家屋等修繕費	21	家屋等修繕費	768
	役務費	受水槽清掃	21	受水槽清掃	24	受水槽清掃	30
	委託料	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781	エレベーター保守管理	781
		その他保守点検業務	191	その他保守点検業務	221	その他保守点検業務	285
		樹木剪定等	77	樹木剪定等	98	樹木剪定等	100
	工事請負費			ブロック塀修繕	643	受水槽・高架水槽改修工事	5,904
				屋上防水・キュービクル改修工事	8,947		

指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	1㎡管理コスト		4,565	4,615	4,023	5,652		821.1㎡
	修繕実績		2件	2件	2件			22年3月末現在

（問題点・課題）	・昭和47年に建てられた建物であるため、老朽化による工事、修繕が発生してくる。 ・南千住第三者評価幼稚園と併設のため、工事や修繕などに関して、福祉部だけで判断ができないことがある。 ・社協との面積按分による現状の経費負担について、今後検討していく必要がある。							
	（実施区 未実施区）							

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
継続	継続	経費負担について今後検討していく。

議会議決（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名		福祉サービス第三者評価事業		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
				担当者名	金子 弘之	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）			福祉サービス第三者評価事業費(01-15-01)				
事務事業の種類			○ 新規事業（○ 22年度 ○ 21年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業				
開始年度			○ 昭和 ● 平成 15 年度		根拠	荒川区福祉サービス第三者評価実施要綱	
終期設定			○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区福祉サービス第三者評価受審費用補助金交付要綱	
実施基準			○ 法令基準内 ○ 都基準内 ● 区独自基準		計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系			分野	生涯健康都市[]			
			政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]			
			施策	福祉の基盤整備[02-11]			
目的		福祉サービスの内容や質に関する情報を提供することにより、利用者のサービス選択を支援するとともに、サービスの質の向上に向けた事業所の取り組みを促進し、もって地域福祉の向上を実現する。					
対象者等		東京都では51種類の福祉サービス(認可・認証保育所、介護保険事業所、支援費事業所等)を評価対象としている。(平成21年6月1日現在) 将来的にすべての福祉サービスが対象となる見込みである。					
内容		1 評価の実施方法 (1) 事業評価 事業者の自己評価および評価機関の分析によって行う 「施設の理念や方針は明確化されているか」「個人情報の保護・共有が図られているか」などの評価項目があり、A+、A、B、Cの4段階で評価される (2) 利用者調査 施設の利用者に対するアンケートによって行う 「食事のメニューは充実しているか」「病気等の際の対応は適切か」などの評価項目があり、利用者は、はい、いいえ、どちらともいえないのいずれかで回答する。 2 評価結果の公表 事業評価および利用者調査の結果のほか、評価機関の全体の講評、事業者のコメントが評価推進機構のホームページで公表される(事業者が同意しなければ公表しないこともできる)。 また、区が自ら評価を受審した場合および、民間立施設で区が補助金を交付して評価を行った場合には、区のホームページでも評価結果を公表する。					
経過		平成15年度 東京都において制度本格実施。荒川区では試行として特別養護老人ホーム3施設を実施(事業そのものは設けておらず、予算移用にて対応した) 平成16年度 評価推進機構が定める評価対象サービスを行う全ての区立施設で評価を受審した。 ～18年度 (在宅高齢者通所SC6ヶ所、障がい者関係施設7ヶ所、認可保育所19園) 民間立施設では、認知症高齢者GH3ヶ所、認証保育所7園で評価を受審した。 平成19年度 指定管理者制度を導入している区立施設で、評価対象サービスとなる施設について、 ～23年度 3年間の指定管理施設では2年目、5年間の指定管理施設では2年目と4年目に評価を受審し、次回の指定管理者選定時の参考資料とする。 なお、認可・認証保育所については、子育て支援部で実施する。					
必要性		福祉サービス第三者評価は、体験してみなければわからないサービスの内容や質を、第三者である評価者が分析評価し、区民にわかりやすく情報提供することで、消費者である利用者とサービスの専門家である事業者との関係を対等なものにするための手段のひとつであり、必要性は高い。					
実施方法		(3委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 区立施設については区が自ら評価を受審し、民間立施設については事業者が受審する。民間立施設のうち、認知症高齢者GH、小規模多機能型居宅介護及び認証保育所に対しては評価費用を補助している(平成16年度は600千円を上限、平成17年度以降は400千円を上限としている)。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	11,708	10,400	8,000	5,600	4,800	3,499	10,400
	決算額(22年度以降は見込み)	3,017	8,598	4,577	4,320	4,472	3,209	10,400
	人件費		3,448	1,708	1,708	1,694	1,629	
	【事務分担量】(%)		40	20	20	20	20	
	合計(+)	3,017	12,046	6,285	6,028	6,166	4,838	10,400
	国(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	都(特定財源)	2,198	5,406	3,059	2,829	3,132	3,035	6,800
	その他(特定財源)	0	0	0	0	0	0	0
	一般財源	819	6,640	3,226	3,199	3,034	1,803	3,600
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	区立高齢者関係施設 受審数	6	0	0	6	6	0	12
	区立障がい者関係施設 受審数	0	7	0	4	2	1	6
	区立児童関係施設 受審数	0	10	9	-	-	-	-
	民間立施設 補助金交付件数	3	6	4	4	5	8	8

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	委託料	区立施設 8 ヶ所	2,678	区立施設 1 ヶ所	347	区立施設 18 ヶ所	7,200
	負担金補助及び交付金	認知症高齢者GH 5 ヶ所	1,794	認知症高齢者GH 7 ヶ所	2,526	認知症高齢者GH 7 ヶ所	2,800
				小規模多機能型 1 ヶ所	336	小規模多機能型 1 ヶ所	400

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		19年度	20年度	21年度	22年度	目標値（25年度）	
	19年度から23年度までの評価受審率（区立）	50.0%	94.7%	100.0%	100.0%	100.0%	評価対象施設のうち、5年以内に評価受審した施設の割合
	評価受審率（民間立）	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	評価受審数 / 補助対象施設数

（問題点・課題）	平成15年度より区立施設が先行して評価を受審してきたが、民間立施設においてはいまだに評価に対する抵抗感が強い。
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区）

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	指定管理者制度が導入された施設の評価結果と、導入前の同施設の評価結果とを比べ、指定管理者制度導入によるサービス内容の変化を把握する。	指定管理者選定時の参考資料とする。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
推進	推進	サービスの質の向上に向け、第三者評価を積極的に活用する。

議会議決（要旨）	平成15年2定 区立・民間立施設の第三者評価実施状況について 平成15年2定 第三者評価の評価結果を活用した福祉サービスの見直しについて 平成15年1定 第三者評価の早期実施について 平成14年4定 第三者評価の検討状況について
----------	---

事務事業分析シート（平成22年度）

No1

事務事業名	高齢者保健福祉計画策定事業費		部課名	福祉部福祉推進課	課長名	小林 清美
			担当者名	小川 倫弘	内線	2612
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（21年度）	高齢者保健福祉計画策定事業費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 21年度 ● 20年度） ○ 建設事業 ● それ以外の継続事業					
開始年度	○ 昭和 ● 平成 13 年度		根拠法令等	老人福祉法 20 条の 8・介護保険法 117 条		
終期設定	○ 有 ● 無 年度					
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	○ 計画 ● 非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市[]				
	政策	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成[02]				
	施策	福祉の基盤整備[02-11]				
目的	「高齢者のだれもが、住み慣れた家庭や地域において、個人として尊重され、自らの意思と選択に基づく自立した生活をいきいきと安心して営むことのできる地域社会を実現すること」を基本理念に今後、区が取り組む高齢者施策を体系的に計画する。					
対象者等	65 歳以上の高齢者 ○ 高齢者生活状況調査対象者 ・一般高齢者（要支援・要介護者を除く） 4,000 人（第4期計画策定時） 要介護高齢者及びサービス提供事業者に対する調査は介護保険事業計画策定事業費に記載					
内容	老人福祉法等に基づく「高齢者保健福祉計画」を、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」とともに、荒川区高齢者プランとして策定するものである。「介護保険事業計画」が3年に1度改定することとなったため、「高齢者保健福祉計画」についても同時に改定する。 平成20年度は、計画の対象期間が平成21年度から23年度までの第4期荒川区高齢者プランを策定した。					
経過	平成 5 年 5 月 荒川区地域福祉計画（8 カ年計画） （都地域福祉計画内の区市町村地域福祉計画に基づく） 平成 12 年 3 月 荒川区高齢者プラン（「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」） 5 カ年計画（～16 年度） 平成 14 年 3 月 第2期荒川区高齢者プラン策定 5 カ年計画（H15～H19 年度） 平成 18 年 3 月 第3期荒川区高齢者プラン策定 3 カ年計画（H18～H20 年度） 平成 21 年 3 月 第4期荒川区高齢者プラン策定 3 カ年計画（H21～H23 年度）					
必要性	老人福祉法 20 条の 8・介護保険法 117 条に基づき、策定する必要がある。					
実施方法	（2-一部委託） （直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員） プランの策定は、区直営で行っているが、一般高齢者、要介護高齢者の生活状況調査及び介護保険サービス提供事業者調査の集計作業等は、委託している。					

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
		16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
	予算額	-	3,175	-	-	3,020	-	-
	決算額		2,195			2,923		
	人件費		4,310			2,965		
	【事務分担量】(%)		50			35		
	合計(+)	0	6,505	0	0	5,888	0	0
	国(特定財源)							
	都(特定財源)							
	その他(特定財源)							
	一般財源	0	6,505	0	0	5,888	0	0
実績の推移	事項名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度

事務事業分析シート（平成22年度）

No2

予算・決算の内訳	節・細節	平成20年度（決算）		平成21年度（決算）		平成22年度（予算）	
		主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）	主な事項	金額（千円）
	一般需用費	調査用消耗品	18		0		0
	委託料	高齢者生活状況調査委託	2,905		0		0

指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (25年度)	
	送付数		-	4,000	-	-	-	
	回答数		-	2,556	-	-	-	
	回答率		-	63.9%	-	-	-	

（問題点・課題） （指標分析）	- 区民の意見を積極的に反映していく必要がある。 - 的確な現状把握に基づいた精度の高い分析を行い、区民の理解を得られる計画を策定する必要がある。 - 策定した計画に基づき、高齢者の健康の維持・増進、生きがいづくり等高齢者施策に取り組む必要がある。							
	他区の実況	（実施 22 区 未実施 区）						

問題点・課題の改善策検討		
	平成23年度以降に取り組む具体的な改善内容	改善により期待する効果
	第4期荒川区高齢者保健福祉計画の進捗状況、進行管理等を徹底する。	第4期計画の適正な執行を図ることができる。
	第5期計画策定にあたって、高齢者の生活状況等を把握するためのより精度の高い調査を実施する。	的確な現状把握に基づいた計画を策定することができる。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
前年度設定	今年度設定	
休止・完了	休止・完了	20年度に第4期（21～23年度）の計画を策定した（計画策定は3年に1度）。23年度には第5期（24～26年度）計画を策定する。

議会議決（要旨）	平成20年2定 高齢者実態調査について 平成22年2定 高齢者実態調査について
----------	--